

アッパース朝時代エジプトにおける 税の請負制度について

清 水 誠

アッパース朝の支配体制はその第1期(132-218 H / 750-833)より次第に中央集権化の傾向をたどり、それに伴って中央政府の官僚機構、特に財政機構の著しい発達をみた。このような発達は、主として中央政府が財政難を切り抜ける意図で力を注いだ税務行政の強化に端を発している。しかし、その複雑かつ統制的な財政機構の基盤に立って、中央政府が地方政府に対してとった政策は徴税請負(ḡamān)で、これは第3期(279-334 H / 892-945)になるとひんばんに用いられた。この契約を結んだ場合、中央政府はこれまで不安定で、しかもともすれば減少しがちな当該地方政府の中央への納入額を確実なものにし、少なくとも契約年限の間は一定額を見込みうる「保証」を得たのである。ところで、このような中央政府での徴税請負契約の締結は地方における税務行政にどのような影響を与えたであろうか。あるいは逆に、地方の税務行政の実情なり変革なりが中央政府の徴税請負制の採用に反映したことはなかったであろうか。この疑問を解くなんらかの手懸りを得ることを目的として、本小論ではアッパース朝下のエジプトにおいて次第に発展したとみられる租税の請負制度を取り上げ検討したい。本稿で用いるアラビア語の転写法および主要史料の略称は次の通りとする。

'(語頭省略), b, t, ṭ, ġ, ḥ, ḫ, d, ḏ, r, z, s, š, ṣ, ḡ, ṭ, z, ', ġ, f, q, k, l, m, n, h, w, y. tā' marbūṭa=a, at. 冠詞: al-, l-. 長母音: ā, ī, ū. 二重母音: aw, ay.

Ḥawqal Ibn Ḥawqal (Xc.): Ṣūrat al-arḡ, Opus Geographium, ed. J. H. Kramers, 2vol., Lugduni Batavorum, 1938-39.

Ḥiṭaṭ al-Maqrīzī (845H/1442没): al-Ḥiṭaṭ, 4vol., al-Qāhira, 1324H.
(Institut français 版も参照したが、未完のため頁数は記さなかった)

Mammātī Ibn Mammātī (606H / 1209没): Kitāb Qawānīn al-dawāwīn, al-Qāhira, 1943.

ABH Arabische Briefe aus der Papyrussammlung der Hamburger

アッパース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

- Staats- und Universitäts-Bibliothek, v.A.Dietrich, Hamburg, 1955.
- APEL Arabic Papyri in the Egyptian Library, I-VI, ed. A. Grohmann, Cairo, 1934-62.
- APG Die arabischen Papyri aus der Giessener Universitätsbibliothek, v. A. Grohmann, Giessen, 1960.
- APH Arabische Papyri aus der Hamburger Staats- und Universitätsbibliothek, v. A. Dietrich, Abh. für die Kunde des Morgenlandes XXII/3, Leipzig, 1937.
- APRL Catalogue of Arabic Papyri in the John Rylands Library Manchester, by D. S. Margoliouth, Manchester, 1933.
- APW Arabische Papyri aus der Sammlung Carl Wessely im Orientalischen Institute zu Prag, v. A. Grohmann, Arch. Or. X(1938), XI(1940), XII(1941), XIV(1943).
- PER Sammlung der Papyrus Erzherzog Rainer.
- PERF Papyrus Erzherzog Rainer, Führer durch die Ausstellung, Wien, 1894. Arabische Abtheilung, bearbeitet & beschrieben, v. J. Karabacek.
- EPER Einige bemerkenswerte Urkunden aus der Sammlung der Papyrus Erzherzog Rainer an der Nationalbibliothek zu Wien, v. A. Grohmann, Arch. Or. XVIII/3, 1950.
- MPER Mitteilungen aus der Sammlung der Papyrus Erzherzog Rainer, I-IV, Wien, 1886-88.

なお、やはりアッパース朝時代にイラークで行なわれた納税請負 (qabāla) については、一応これを別のものと考えて、本論では一切取り扱わないことにし、別の機会に論述したい¹⁾。

I

エジプトにおける租税の請負制度には納税請負 (qabāla) と徴税請負 (ḡamān) とがあり、普通この両者を通じて全般的に請負制度を指すときは前者の納税請負で代表させている。この納税請負なり徴税請負なりをまとめて論述している史料としては、15世紀エジプトのすぐれた地理・歴史学者マクリーズィー al-Maqrīzī の al-Ḥiṭaṭ の記事

がほぼ唯一のものである。マクリーズィーのこの著書には、随所に彼が打ちたてたエジプト史に関する理論がみられるが、ここに取り上げる《イスラームがコプト人の間に広がり、アラブ族が村々に定着してのちのエジプトの土地の納税請負制 (qabālāt) およびそれから al-Nāṣir の最新の検地 (rūk)²⁾ までに起こったこと》に関する節もその一つである。彼はまず、アラブ族がナイルのデルタ地帯に定着し、農耕を生計の手段として選び、コプト人の大衆が次第にイスラームに改宗するようになってのち、エジプトでは納税請負制が行なわれるようになったとして、ついでその概略を述べている (Ḥiṭaṭ I, 131-32)。そこで納税請負制の成立についてはさておくとして、さきにこの制度の内容を紹介したい。

納税請負制の最大の特徴は、首府のフスタート al-Fustāṭ で税務長官 (mutawalli l-ḥarāg) の臨席のもとに納税権入札のための競が行なわれたことである。マクリーズィーはその模様を次のように伝えている。

村々や町々から人々が集まると、呼手がそれぞれの地域について、〔請負〕契約の同意額 (ṣafqāt) を次々と呼び上げ、税務長官の前にいる税務書記たちが競の済んだ kūra (県) の〔課税〕額と人々のうちから納税請負権を落札した人の同意額を書きこむ。納税請負人 (mutaqabbil) たちは旱魃や水害その他の理由で、4年の期限内で当該地域 (bilād) を請負った (Ḥiṭaṭ I, 131)。

首府におけるこのような競は nidā' といわれている (Ḥiṭaṭ I, 132 ; III, 7 ; IV, 43)。この競が入札者たちに対し平等に行なわれたかどうかは疑わしい。時には税務長官が特定の入札者に特権を付与して落札させることがあったようである。マクリーズィー所収 Ibn Zūlāq (387H/997没) の Aḥbār al-Mādarā'iyīn によると、税務長官 Abū Bakr Muḥammad b. 'Alī al-Mādarā'ī³⁾ は競に際し、ある私領地 (ḍiyā') の納税権を委ねてくれるよう頼んだ Wahb b. Ismā'il という者との協同 (širka) 請負という内々の条件で、入札業務の進行中その私領地の納税権をこの人物に委ねるよう命じている (Ḥiṭaṭ I, 132)。入札者の出身層は官吏、地主、軍人、アラブ人やコプト人らの地方豪族からなっており、むろん専門の納税請負人もいたと考えられる (Ḥiṭaṭ I, 132, 138 ; III, 7 ; APEL n° 86/87)。なかにはカリフの mawlā の肩書を持つ者もいた (APEL n° 79 ; APW n° 14)。エジプトの税務行政は太陽暦のコプト暦をもとにして執行されたが、競を開く時期については当面のマクリーズィーの記述では明確にされていない。ただファーテマ朝初、まだアッパース朝に引き続いて納税請負制を行っていた363年では、muḥarram 月14日、コプト暦の bābe 月18日 (10月15日) に開かれている (Ḥi-

アッバース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

ṭaṭ I, 132 ; III, 7 ; IV, 42)。bābe 月というのはその月の8日ごろにナイルの水位が最高に達する時で、この日が過ぎるとほぼ土地の灌漑状態が判明する。もっともこの年の競は当時の特殊な政治事情がからみあっていたかもしれない。またマクリーズィーによれば、競は順次 kūra (県) ごとに行なわれたようであるが、請負の単位となる地区については bilād とのみあって、やや漠然としている。単数形の balad もしくは balda はいわば地方共同体を意味する語で、古くからの慣例によって、この共同体が最小の地方行政単位として用いられていた。この地方共同体は実際的には qarya, kafr, minya, šubra などの村落に相当し、これらを balad と総称したのである。しかもそのうちには私領地 (day'a) も含ませていた⁴⁾。マクリーズィー所収 Ibn Zūlāq の Sirat al-Mu'izz li-Dīn Allāh によると、前にも少し触れた 363 年の場合について、「私領地 (ḍiyā') およびあらゆる税種 (sā'ir wuḡūh al-amwāl) に関する競」となっていて、通常の徴税区の外に私領地も請負の単位となっていたことがわかる (Hiṭaṭ I, 132 ; III, 7 ; IV, 42-43)。パピルス文書によると、私領地の場合と並んで、一ケ村から数ケ村に及ぶ地域が一括して請負われている (P. Mil. R. Unv. I, n° 7, n° 10 ; APG n° 4)。ミラノの n° 7 文書の納税請負残額に関する計算書 (ḡarīdat baqīya) では6ケ村が含まれている。これらの村はアイユブ朝やマムルーク朝の村落名簿にもその名をみせるが、

村名	耕地面積 (feddān)	al-Ġī'an	Mammāti	
Samadūn	2587	p. 106	p. 148	ちなみにマムルーク朝時代の地籍調査による各村落の耕地面積を示すと表の通りとなる。Būrayġ 以外はすべて Minūfiya 県 (kūra)
Šamamā	770	107	156	
Šanawayh	1439	107	156	
Baršūb	523	103	115	
Qalatā	1494	108	169	
Būrayġ	2207	74	113	

に属す。Būrayġ は Ġarbīya 県に属しているので、文書のそれと同一であるかどうかやや疑問が残るが、同一人物がなんらかの理由で離れた地域をも同時に請負ったとすることはむろん可能である。

このような qabāla 契約によって1県もしくはそれ以上の地域を請負っている例は見当たらない。このような場合にはむしろ ḍamān と呼ばれたようである。304年 ramadān 月25日/917年3月22日の日付をもつ ABH n° 11 の文書は上エジプト全体を徴税請負 (ḍamān) したことに触れている。この徴税請負人は mutaḍammin もしくは ḍāmin と呼ばれた (Hiṭaṭ I, 132, 138 ; III, 7)。これら納税請負人や徴税請負人が扱う税種は聚椰子税、砂糖きび税、ぶどう税などを含む通常の地租 (ḡarāġ) のほか、牧

場税 (marā'i) や人頭税 (ġawālī) もあって、首府から派遣される県の徴税官ないしはその下で働く徴税吏の場合と変りない (APG n° 4; APEL n° 196; PER Inv. Ar. Pap. 8347=MPER II/III p. 162; PER Inv. Ar. Pap.7850=ibid., p. 164)。ナイルの流量は毎年一定とは限らず、したがって実際に徴収できる税額も一定ではない。そこで、その平均を取る意味で4年の契約期限を設け、旱魃や水害による不作の年があっても、納税請負人は彼が同意した規定通りの税額を政府に納入しなければならず、そのことは契約書に明記された (cf. APEL n° 87)。毎年一定額を国庫に納入するという点で、通常の徴税官の場合と根本的に異なっていたのである。ABH n° 11 の徴税請負 (damān) の契約期限は305年から310年までの6年間であるから、徴税請負の方はかならずしも原則通りではなかったらしい。この場合の徴税請負は上エジプト全域を管轄するので、請負の競が行なわれたとは考えられないが、それでも新たな競争相手が現われたために契約変更がなされている。この文書で興味深いのは、契約の締結と同時に請負人が政府に対して手形 (safātiġ : suftaġa の複数形) を渡していることである。すなわち契約期間は305年から6年間であるが、文書の日付の305年 ramadān 月25日にはすでに手形が当局に供託されている。この手形は一種の約束手形であって、税金が徴収され、約束の期限に政府に送られてくると現金化される。当面の文書ではやや漠然としているが、この「sulṭān に属する手形」とは中央政府にその手形が送られることを意味する。中央政府では、もし一時的に収支の均衡が取れず、現金を必要とする際には、これら各地から到着した手形を担保に、商人たちから短期借入を行っていたのである⁵⁾。

II

さて、このようにして首府で契約が結ばれてのち、その請負業務の執行についてマクリーズィーは次のように記している。

このことが済むと、土地を納税請負した者や徴税請負した者は各々当該の徴税区 (nāḥiya) へ出かけ、その地区の耕作播種 (zirā'a)、灌漑土手 (ġusūr : ġisr の複数形) の整備、その他あらゆる徴税業務を一族の者や協賛者たちとともに担当し、賦払い時期ごとに義務の税額 (ḥarāġ) を〔フスタートへ〕送金する (Hiṭaṭ I, 131-32)。

請負地に赴くとただちに業務に取りかかったわけであるが、その際納税請負人は自己の権利として、担当地区の一部を下請させてもよかった。APEL n° 86/87 や同じく n° 145 はこの納税請負下請の契約文書である。下請契約は担当地区内の村 (もしくは県)

アッパース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

における競によって成立する。このような村での競は *dilāla* と呼ばれている。後者の文書は 271 年から 273 年までの 3 年の期限で、年額 45 ディーナール、計 135 ディーナールで契約されている。前者の n°86/87 文書では、Muzāḥim b. Ishāq という al-Uṣmūnayn 県の徴税吏が、312年から315年までの 4 年期限で請負ったものの一部をさらに低 Uṣmūn 地区の一村、Nawāye 村における競 (*dilāla*) で、その村の住民の Antanās b. Sisinna という者が 314 年から 315 年にかけての 2 年契約で下請している。ただ落札したときの名義が Ġirġe Quzmān という別人になっているのは、競の際の何か複雑な事情を物語るようである。下請人は耕作播種、納税など税務局 (*dīwān al-ḥarāġ*) で定められた諸条件についての全責任を負う。この文書で注意すべきことは、「これは彼や彼以前では彼の先祖の財産 (*milk*) であるが、Muzāḥim b. Ishāq の納税請負 (*qabāla*) となっていて、これを下請に出すことは彼の権利となっている」という記載である。最初の代名詞は下請した土地そのものを指すのではなく、文書全体の内容からその土地の借地権を意味すると考えられ、これが代々 Antanās 家に世襲されていることを示しているのである。しかも、この下請契約によって初めて Antanās はその土地の占有権と耕作権を獲得することができた (*ḥāzahā li-nafsihi wa zar'ihā*)。そしてこの土地の実際の耕作には彼自身が当たってもよいが、希望者があればその旨を税務局に登録して耕作させることができ、契約書にもこの条件が明記されている。この下請のねらいは、納税権を得ることよりもむしろ借地権を得て、土地を経営し、それによって得られる利益にあるとみなされるが、いずれにしてもこの文書は、所有権、借地権、納税権が複雑に交錯するエジプトの土地制度を端的に示している。納税権を下請した土地をさらに農民に又貸して耕作させることは APEL n° 145 の文書も同じで、文書の保存状態が悪いために記載はないが、やはりその旨が税務局に登録される。この納税請負下請人と直接耕作者との間の契約は、*kirā'* として知られる借地契約および同じ *qabāla* の語が用いられる耕作請負契約に類する。これらの諸契約については稿を改めて述べるつもりであるが、いずれも当該契約の登録証書 (*siġill*) が作成され、税務局に提出されている。

前記のマクリーズィーの記述では明記されていないが、直接耕作者との契約は何も下請人に限ったことではなく、納税請負人の義務でもあって、耕作者は *muzārī'un* と総称された (*Ḥiṭaṭ* IV, 38)。10世紀の地理学者で旅行家のイブン・ハウカル *Ibn Ḥawqal* は次のように述べている。

エジプトの徴税方法についていえば、納税請負によって各フェッダーン (*feddān*)

当たりについての一定の分割同意額 (muqāṭa'a) が決められ、これをもとにして、耕作者 (akara) はどの地区も土地測量 (misāḥa) とフェッダーン数を基本とする。周知の条項を記した告知書 (manāšīr) や契約書 (waṭā'iq) を与えられる (Hawqal I, 163)。

契約の種類、規模については様々なケースがあったようで、APEL n°79 の納税請負人が貸手となっている kirā' (借地契約) 文書はその一例とみなされる。いずれにしても、最終的にはどの土地は誰が耕作あるいは管理し、税を支払うかが確定され、税務局の帳簿に記入されたのである。マクリーズィーによれば、このような土地の登録や登録証書の税務局への提出はコプト暦の第1月である tōt 月 (9月に相当) に行なわれ (Hīṭaṭ II, 34; cf. Mammāti 237), しかも毎年繰り返されたようである (cf. APEL n°144, n°270)。またこの tōt 月は農民に種子を支給する時期でもある (Hīṭaṭ II, 34; Mammāti 237)。10世紀後半の地理学者で旅行家の al-Muqaddasī は、アッバース朝後期からファータマ朝初期にかけてのエジプトの税制について語ったあるエジプト人の言葉を伝えているが、それによると「農民のうちで、種子 (taqwiya) を政府から借り受ける者の場合には、その借りた〔種子の〕量に従って土地の貸主 (kari) の取得分が増される」⁶⁾ とあり、したがって支給する種子の量は租税台帳に克明に記入されたと思われる。事実、納税請負の決算書ともいべき「納税請負残額に関する計算書」には種子代の項が設けられている (P. Mil. R. Univ. I, n°7)。マクリーズィーが述べている「納税請負人が耕作播種を担当する」というのは、主としてこの種子の支給を指すようである。

次に納税請負人の仕事として「灌漑土手の整備」があげられる。灌漑土手と訳した ḡisr (複数形 ḡusūr) は、エジプト独特の灌漑法である basin system の basin を形作る周囲の土手のことである。この土手は運河に沿って細長い碁盤の目のように配置されており、ナイルが増水期に入ると、水が導入されて土手に囲まれた部分、すなわち basin (アラビア語で ḥawḍ) が一種の溜池状になる。ついでその土手の一部が開かれて水は隣接の下流の basin に流れこむ。したがってナイルが増水する前に、この灌漑土手を整備しておかねばならない。マクリーズィーは前記引用文に引き続いて

納税請負額や徴税請負額のうちから、当該地域のものとして、灌漑土手の盛土や灌漑溝 (tura': tur'a の複数形) の堰止め、運河 (ḥuluḡ: ḥalīḡ の複数形) の掘鑿に支出した額を税務局 (diwān al-ḥarāḡ) で定められた率に沿って自己のために算定する (Hīṭaṭ I, 132)。

と述べている。「自己のために算定する」とは差引くことを意味する。灌漑工事に要す

アッパース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

る費用は、地方経費として請負総額より控除されたのである。灌漑施設のうち、毎年整備しなければならない点で業務上もっとも重要な灌漑土手は、行政上二つに区分されていた。すなわち村落共同体などが管理する小規模のものと、政府が管轄する大規模なものがあった。前者は *al-ğusūr al-baladiya*、後者は *al-ğusūr al-sultāniya* と呼ばれた。後者についてマクリーズィーは別のところで次のように述べている。

政府管轄の灌漑土手 (*al-ğusūr al-sultāniya*) は一般的公共利益のためのものであって、ナイルの水がいらなくなるまで、諸地域すべてにわたりナイルの水を維持するものである。これには東西の諸地区に定められた規則がある。昔〔すなわちアッパース朝、ファーテマ朝前期〕では、この土手は地方の税金でまかなわれ、当該地方の納税請負人がその業務を管轄し、そのために彼らが引き受けた納税請負金のうちからその土手の費用を支出するということが考慮された。その後、東西いずれの地区でも〔政府の〕税務局の収税吏の手でその税金が徴収され、当該の土手に支出され、残額は国庫に納入されることになった。…(Hiṭaṭ I, 162; cf. Mammāti232)。

納税請負人が担当した灌漑土手は規模の大きい *al-ğusūr al-sultāniya* のみで、これに要した経費は請負った徴税額から差し引かれ、その残額が国庫納入の義務額となった。ところが納税請負制が根本的に改革されたファーテマ朝後期に、この納税請負人による管理制度は廃止され、アイユーブ朝では政府事業になったのである。廃止の最大の原因は、納税請負人が灌漑経費の査定を故意に大きく見積って請負総額から控除し、実際的には必要経費の余剰額を私消してしまうために、一方では国庫納入額の減少を招き、また一方では、見積られた額の割には灌漑施設が整備されていないという弊害を生んだことにあると思われる。ウマイヤ朝下では、これら灌漑工事は県内の労働賦役によって行なわれており、これには県の長官 (*pagarque*) が当たっていた。しかも当該県内で労働力を自給できない場合は、隣接県に応援を求めた。賦役は後述するような分割納税期のあいまに行なわれ、したがって他県へ賦役に送られた場合、納税期には返された⁷⁾。この賦役はむろん無報酬であったから、灌漑経費が算定されるアッパース朝下の納税請負制では、かなり改善されたものと思われるが、しかし設備費はともかく、労働力に対してどれほどの予算が計上されたかは甚だ疑問視される。

III

さて、納税請負業務でもっとも重要な税の徴収と国庫への送金は、前記のマクリーズィーの記載のように、契約の際に定められた賦払額 (*qisṭ*) とその時期によっていたが、

これは農民の納税が分割払いでなされるためである。地租 (ḥarāğ) の徴収開始期 (iftitāḥ) はナイルの水が引いたあと、胡麻、胡瓜、棉以外のほとんどの主要作物の播種が終わったのちのコプト暦の第5月 tūbe 月 (1月に相当) に置かれていた⁸⁾。そして tūbe 月から年末の mesori 月まで、エジプトの農業事情に沿って月々に徴税されたのである。イブン・ハウカルは次のように述べている。

(1) tūbe 月に、地租 (ḥarāğ) の徴収開始と納税請負人の税計算 (muḥāsaba) とによって、人々は満期のもの (maḥlūl) であれ〔新〕契約のもの (ma'qūd) であれ、彼らが手中にしているすべての契約登録 (siğillāt) のうちの 1/8 を請求される。(2) amšīr 月には契約登録の地租の 1/4 を完納するように徴収される。(3) baremhāt 月には第2の 1/4 の請求が行なわれ、地租の 1/8 が徴収される。砂糖きび、その同類のものを播種する。(4) barmūde 月には諸徴税区の住民に対する土地測量 (misāḥa) が行なわれる。また人々は契約登録の地租の 1/2 の完納を求められる。麦類の収穫が始まる。(5) bašans 月には土地測量〔の結果〕が告示され、測量に付随する諸種の税金、すなわち保証手数料 (šarf), 貨幣取扱料 (ğahbaḍa), および牧場、うまごやし、亜麻の各税金 (ḥaqq) などが当該地方の慣例にしたがって請求され、また契約 ('uqūd) や地積規定 (misāḥa) によって告示 (もしくは決定) された額のうちの 1/4 を完納するよう徴税される。そしてすべての人々が〔麦類の〕収穫に携わる。(6) ba'ūne 月には土地測量以後の、残額ではあるが同額でない地租の 1/2 を完納するよう徴税される。(7) abīb 月には〔残額の〕地租の 3/4 の完納が求められる。……(8) mesori 月には地租の支払を完了する。……(Ḥawqal I, 136-37; cf. Ḥiṭaṭ II, 35-38)。

この引用文中の(1)から(8)はほぼ1月から8月に当たることを示す。分割納の割合についてやや誤解を招きそうな書き方をしているが、これはイブン・ハウカルが原資料をそのまま引用したためらしく、彼は別のところで次のような説明を加えている⁹⁾。

この額を前述のような方法で、まず 1/8 を支払い、第2回目に計 1/4 になるように納め、ついで第3回目の 1/8 を請求される。〔こうして〕 barmūde 月に地租の 1/2 を完納すると、その後の納税と請求はやはり分割支払期 (nuğūm : nağm の複数形) ごとに行なわれるが、それは彼らが賦課規約 (mu'āmala) の上で利益をうるように当を得たものであって、彼らに苛酷な納税を強制せず、耕作地全体を荒廃させてしまうようなことはない。これはイスラームの方法によるのではなく、古代エジプトの諸王が目ざした仕方であって、耕作者はまず米について納税を行なうと、次に

アップバース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

小麦や大麦について、ついで砂糖きびや亜麻について納税するのである (Hawqal I, 163-64)。

この両者の記述によると、単純な一定割合による分割納でなかったことがわかる。第1月の tōt 月に土地の登録、登録証書の税務局への提出が行なわれることはすでに述べたが、納税総額の基礎はこのときに登録された税額によっている。すなわち納税民は作物の豊凶に関係なく、登録税額の $\frac{1}{2}$ を tūbe 月から barmūde 月までの上半期に納税する。徴税方法としては、納税総額の $\frac{1}{4}$ を単位としてこれを2ヶ月ごとに締めくくり、実際的には毎月総額の $\frac{1}{8}$ を納税するのである。こうして barmūde 月に登録税額の $\frac{1}{2}$ が納められると、同時に地積規定による土地では土地測量が行なわれる。この「土地測量」というのは、登録された耕地およびその面積数についての実際の作付状況の確認、作物の種類、出来高の調査を指すものと思われる。こうして主として麦類の作柄を考慮して、改めてその土地にかかる税額が決定される。またこのような土地測量によらないで、契約によって税額が自動的に決まる場合もある。この契約というものは、恐らく耕作請負 (qabāla) 契約や分益小作 (muzāra'a) 契約を意味すると考えられる (cf. APH n° 12)。いずれにしてもこれらの税額は bašans 月以後の下半期に支払われる。この下半期の税額がいわゆる「残額」(bāqi' : 複数形 bawāqi) と呼ばれるもので、平年作であれば、登録税額のほぼ $\frac{1}{2}$ に当たるわけである。

ここで興味深い地租受領書があげられる。その一つは、同一条件のもとに同一人物によって支払われた295年度の地租の受領書2通で、それでは baremhāt 月と barmūde 月に各々同一額 ($\frac{1}{2} + \frac{1}{8} + \frac{1}{8}$ dinār) を払っている (APRL n° III 1, n° III 2)。また他の例はやはり同一条件のもとに同一人物によって支払われた298年度の地租の受領書3通で、ただし税年度とのずれで実際には299年に支払われたものである (APRL n° III 4, n° III 5, n° III 6)。この3通にはコプト月の記載がなく、イスラム暦の ša'bān 月のもの1通と ramaḍān 月のもの2通で、そのうち1通では、手数料と考えられる 1 dāniq を除いて ša'bān 月のものと同額の $\frac{1}{2} + \frac{1}{8} + \frac{1}{8}$ dinār が支払われ、他は $\frac{1}{8} + \frac{1}{8}$ dinār + 5 dāniq が支払われている。したがって ša'bān 月のものは baremhāt 月に支払われ、ramaḍān 月のものは barmūde 月と bašans 月に支払われたことになる。こうして bašans 月から mesori 月までの4ヶ月間は、tūbe 月から barmūde 月までの前半4ヶ月間とは異なった算定基準をもとに、分割納によって各々徴税されたのである。ただこれら分割納による地租のほか、手数料を主体とした雑税が地方の慣例による税率をもとに bašans 月に徴収された。地租受領書のう

ちには、「*ṣarf* (保証手数料) なしに」と明記されたものがかなりあるが (APRL n° III 1, n° III 2, n° III 8; APEL n° 189; PERF n° 866=EPER n° 11), これは別の時期に *ṣarf* が徴収されたことを示している。

納税請負に出された地域で耕作し、その土地の地租を支払う者 *ahl al-qabāla* (P.Mil. Univ. I, n° 7) も、以上のような分割納の原則にしたがって納税した。その場合、地租受領書には「某々の *qabāla*」と記して、当該納税請負人の管轄下にあることが明示された (APW n° 14; APRL n° III 8; APEL n° 185, n° 196; PERF n° 866=EPER n° 11, PERF n° 867=EPER n° 12)。この点は人頭税受領書についても同じである (PER Inv. Ar. Pap. 8347, 7850)。ここで注意しなければならないのは、税の受取人はかならずしも納税請負人ではなかったことである。通常、税の受取人は税務長官から派遣された県 (*kūra*) の徴税官 (*‘āmil*)——時には2・3県を兼務することもある——で、実際的にはその代官 (*ḥalīfa*) の立会のもとに貨幣取扱吏 (*quṣṭāl* または *ḡahbad*) が領収する (APEL n° 181, n° 183, n° 184, n° 189; PER Inv. Ar. Pap. 4965=EPER n° 8)。したがって、もし当該請負人がかなりの地域を請負って、県の徴税官に相当する権限を与えられた場合はみずから税の受取人となることができた。APW n° 14 はその例である。これは261年度のためのもので、地租支払人はコプト人、納税請負人はカリフの *mawlā* の肩書を持つ *Abū Muḥammad Ḥakīm*, 受取人はこの *Abū Muḥammad* の代理人 (*wakīl*) *Yūnus b. al-Muwaffaq*, 領収係はコプト人の貨幣取扱吏 (*quṣṭāl*) となっている。しかし納税請負人の権限が村落規模にとどまるものであれば、税の受取人は県の徴税官の名義となった。APEL n° 196 や PERF n° 867=EPER n° 12 はその例である。前者は262年 *tūbe* 月1日の日付をもつ牧場税 (*ḥarāḡ al-marā’i*) 受領書で、支払人は *Zayd*, 納税請負人は *Muḥammad b. al-Faḍl*, 受取人は *Abū l-Qāsim b. al-Qāsim* の徴税官の代官 (*ḥalīfa*), 領収係は貨幣取扱吏である。後者は291年度のための地租受領書で、支払人は2名で、一人は明らかにコプト人、他の一名もおそらくコプト人、納税請負人は *‘Abd Allāh b. Muḥammad al-Yamāmī* とその同僚、受取人はカリフの *mawlā* の肩書を持つ恐らく徴税官の *Iskandar* の代官、領収係はコプト人の貨幣取扱吏となっている。なお納税民が地租を支払えないときは、そのために納税請負人から借金することもあったようである (APEL n° 100)。

村落規模の納税請負人と県の徴税官との関係が明確でないので、徴収された税金の処理方法については詳らかにしがたい。ただ受取人が県の徴税官であっても、自己の請負

アッバース朝時代エジプトにおける税の請負制度について

地域の税金に関してかなりの権限を持っていたことは推察できる。マクリーズィーは徴税額の一部が毎年徴税請負人や納税請負人の手もとに滞納される。これは税額のうちから滞納されるものであるため残額 (bawāqī) と呼ばれている。政府は時にはこの残額をきびしく請求するが、時には大目に見る (Hīṭaṭ I, 132)。

と述べている。これは上半期の barmūde 月までに徴収された税額、すなわち税務局に登録された徴税総額の ½ は当該請負人の賦払期ごとに確実に政府へ送金されたが、産高基準による下半期の税額の処理権は請負人に属していたことを示す。恐らくこの下半期の税額から灌漑工事等の当該地方経費がまかなわれ、その残額は国庫に納付する義務があった。しかし、もし政府の監督が不十分であると、請負人たちはこれを自己の収益 (faḍl) として私消したのである。さらにマクリーズィーの記述には

こうして30年が過ぎると、年度を変え、諸地域全体を検地し (rāka), 新たな税務調査 (ta'dil) を行なう。そして当該地域の徴税請負人〔の請負とは関係〕なしに、増額可能なところでは〔課税額を〕増額し、軽減すべきところでは減額する (Hīṭaṭ I, 132)。

とあって、30年周期で、請負額の基礎となる基本課税額が実情に即したものであるかどうか、大がかりな土地測量を始めとして各種の税務調査を行ない、必要あればこれに修正を加えたことがわかる。ここで「年度を変える」とあるのは、30年経つと、イスラーム暦年とコプト暦による税年との間に約1年のずれが生じるので、税年の年号を1年飛ばしてイスラーム暦年に合わすことを意味するようである。

* * *

ところで、以上述べてきたような制度をもったこの納税請負制は、いつごろどのようにして成立したか、あるいは実施の実情はどうであったかという問題に移りたいのであるが、実はこれを究めることは非常に困難な仕事である。しかし、もはや与えられた紙数も尽きてしまったので、ただビザンツ時代の村落共同体における租税の配分方法に関する伝承のうち¹⁰⁾、納税請負制の原型を認めることができるということのみ述べて、詳細はのちの機会に論じたい。

(筆者は京都大学文学部研修員)

註

1) F. Løkkegaard の研究 (Islamic taxation in the classic period, Copenhagen, 1950, chapter IV, qabālah and ḍamān) はそれぞれ地域・時代の異なる資料を混同して扱った結果、qabāla と ḍamān を同一視するという大きな誤りを犯している。

2) マムルーク朝スルターン、al-Malik al-Nāṣir Muḥammad b. Qalāwūn によって 715

H/1315 年に行なわれた検地。

- 3) 302—05H, 318—23H, 335—45H のそれぞれに税務長官。cf. 'Arīb b. Sa'd: *Šilat ta'riḥ al-Ṭabari*, (Leiden, 1897), 44, 65—66, 150; al-Kindi: *Wulāt Ma'ir*, (Bayrūt, 1959), 288, 299—301, 303, 311; Ibn Taḡribirdi: *Nuḡum al-zāhira*, (al-Qāhira, 1929—30), II, 318.
- 4) cf. *Mammāṭi* 84; Ibn al-Ġi'ān: *Tuḥfat al-saniyat bi-asma' al-bibād al-Miṣriya* (al-Qāhira, 1898), 2—3.
- 5) cf. al-Tanūḥī: *Niṣwār al-muḥāḍara wa aḥbār al-muḍākara*, (VIII, Dimašq, 1930), 26; Hilāl al-Šābi': *Kitāb tuḥfat al-umarā' fi ta'riḥ al-wuzarā'* (Leiden, 1904), 81, 188.
- 6) al-Muqaddasī: *Aḥsan al-taqāsīm fi ma'rifat al-aqālīm*, (Descriptio Imperii Moslemici, ed. M. J. de Goeje, Lugduni Batavorum, 1906), 212.
- 7) R. Rémondon: *Papyrus grecs d'Apollōnos Anō*, (le Caire, 1953), 63—70.
- 8) コプト暦は太陽暦で、一年は *tōt*, *bābe*, *hatōr*, *kihak*, *ḩube*, *amšir*, *baremhāt*, *barmūde*, *bašans*, *ba'ūne*, *abib*, *mesori* の12ヶ月からなり、これらの月は順次ほぼ9月から8月に相当する。ナイルの増水が起こるのは *tōt* 月で、翌 *bābe* 月初旬に最高水位に達する。水が引くと、うまごやし、亜麻、雑穀類が播種されるが、麦類は *hatōr* 月を中心に播種される。遅時のもので *kihak* 月には終了する。cf. *ḩawqal* I, 136—37; *ḩiṭaṭ* II, 33—38; *Mammāṭi* 237, 258.
- 9) なおマクリーズィーもこの原資料に拠ったと思われるが、コプト暦に関するところ、上記のイブン・ハウカルの記事とはほぼ同文の内容を各月の説明のなかに挿入している。
- 10) Ibn 'Abd al-ḩakam: *Futūḩ Miṣr wa-l-Maḡrib*, (al-Qāhira, 1961), 49—50; *ḩiṭaṭ* I, 119.